

お 知 ら せ  
平成 29 年 8 月 7 日

基本マスター（医科診療行為・歯科診療行為）の新設予定  
コードについて

このことについて、平成29年6月30日付け厚生労働省告示第239号において、平成29年10月1日から適用となるものについて、別添のとおりコードを新設する予定ですのでお知らせします。

なお、今後、やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。